

【担い手育成について】

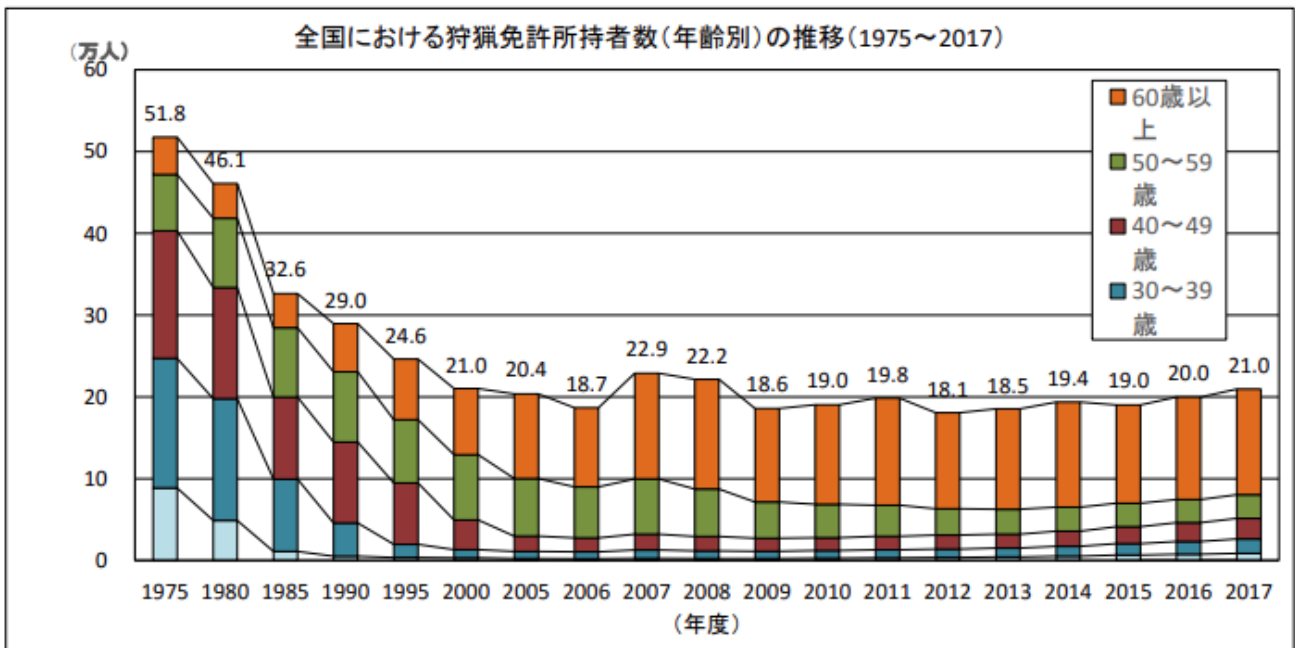
1. 経緯及び背景

近年、全国的には市街地出没や農林業での鳥獣被害が増加する一方で、狩猟や有害捕獲に携わる担い手が不足していることが問題となっている。都においても例外ではなく、狩猟免許所持者は増加傾向にあるが、狩猟免許を取得したとしても、実際に狩猟に携わる者が少ない、あるいは他道府県で狩猟者登録をし、狩猟するケースが多く見受けられる。加えて、こうした担い手不足により、市街地出没等の場面で対応に苦慮している実態もある。そのため、担い手の育成及び確保における有効な計画案を模索するため、他県の事例を踏まえ検討した。

2. 現状と課題

(1) 全国の動向

全国における狩猟免許所持者（年代別）の推移をみると（図 2.1 参照）、1975 年から約 40 年間で半数以上も減少しており、全国的に担い手不足の問題が生じているといえる。一方で、2000 年代から狩猟免許所持者数は一定に推移しており、新規狩猟免許所持者の加入は一定数確保されているものと推測される。これは、わな猟免許所持者の新規加入が大きな要因といえる。鳥獣保護管理法改正に伴い、わな猟免許は満 20 歳から 18 歳へと引き下げられたことから、今後も若者の新規加入が期待される。

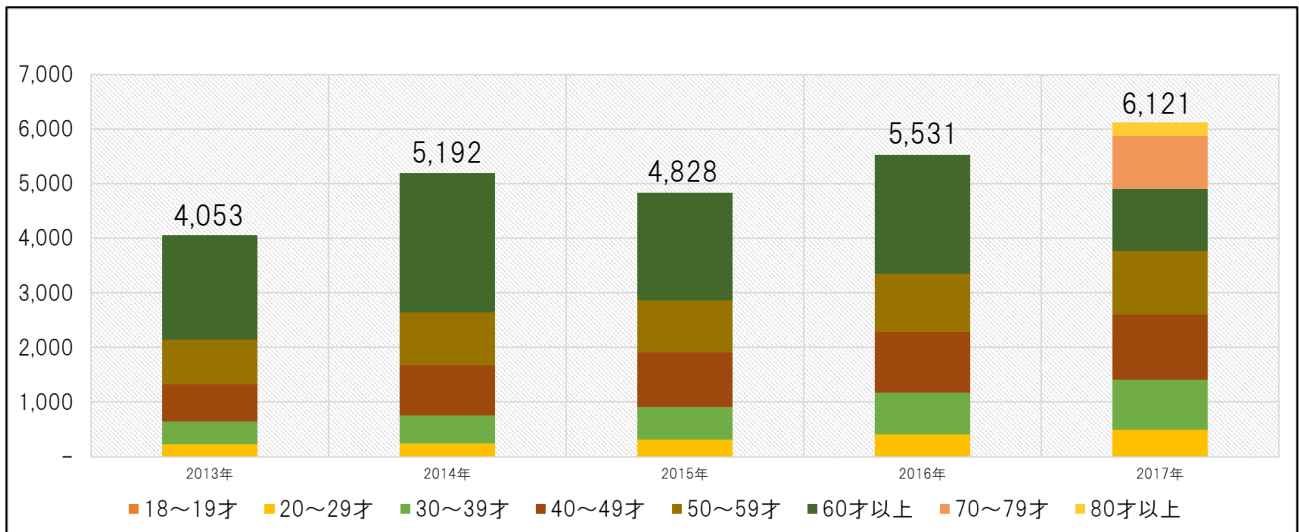


出典）環境省 HP

図 2.1 全国における狩猟免許所持者（年齢別）の水位（1975～2017）

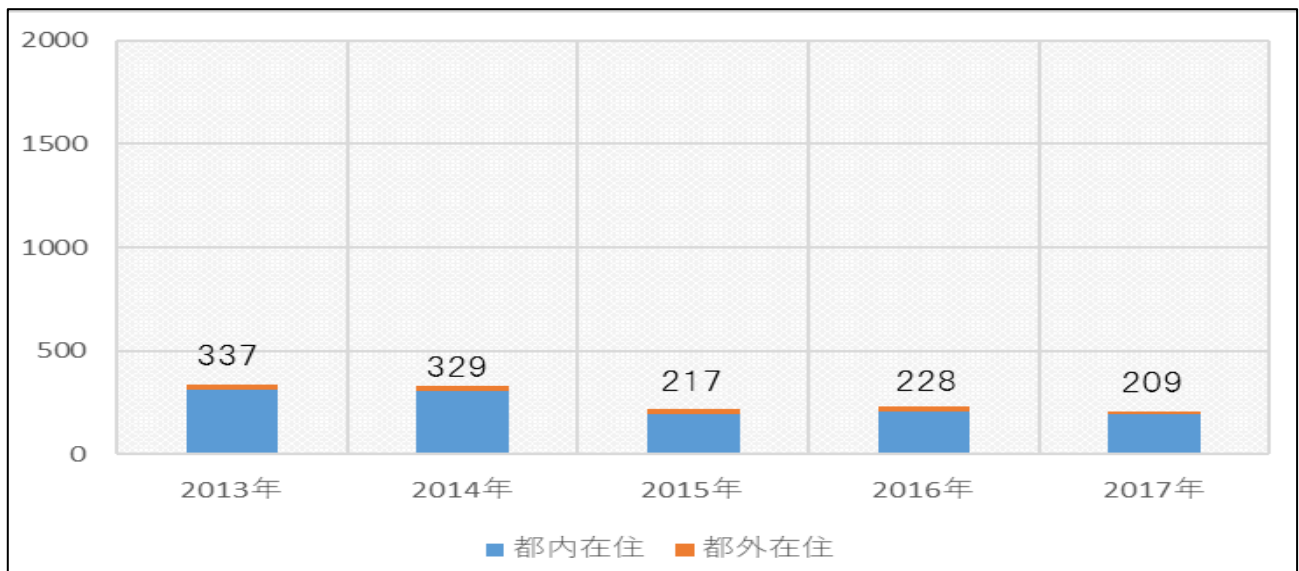
(2) 都の動向

都における狩猟免許交付状況（図 2-2 参照）をみると、2013 年は 4,053 人に対し 5 年後の 2017 年では 6,121 人と増加傾向を示している。年齢別の交付状況では、50 歳未満の交付者が約 42%を占めている。全国においても狩猟免許所持者のうち 50 歳未満の割合は約 24%であり、年齢層が若くなっている傾向にある。また、都における狩猟者登録証交付状況（図 2.3 参照）は、2013 年～2017 年の 5 年間で狩猟免許交付数の約 5%の登録数であった。直近傾向として、狩猟免許所持者は増加しているが、実際に都内での狩猟に参加し、ひいては管理捕獲の担い手となる者の育成・確保が課題となっている。こうした状況に鑑み、他県における優秀な施策を参考とし、第 13 次鳥獣保護管理事業計画への掲載内容を検討する。中でも全国知事第 6 回先進政策創造会議（2013 年度）の農林水産分野で優秀政策として認められた群馬県事例は特に参考とするべき事例として以下に示す。



注) 鳥獣関係統計(環境省 HP)を基に作成

図 2.2 都における狩猟免許交付状況（年齢別）



注) 鳥獣関係統計(環境省 HP)を基に作成

図 2.3 都における狩猟者登録証交付状況

3. 群馬県における取り組み

(1) 人材育成に係る取り組み

「野生動物による被害対策-特色のある人材育成プログラムの事例- (対策手法確立調査・実証事業検討委員会編、2017年)」によると、群馬県は、2010年(平成22年)に鳥獣対策支援センターを設置し、専門的な技術者による地域への支援対策に留まらず、県や市町村担当者の人材育成プログラムを大学等と連携しながら開発し、人材育成を実施してきた。現在では、初任者研修に加え、高度な技術を有する専門的な技術者を育成するプログラムを実施し、都道府県による先進的な取り組みとして全国的に高い評価を得ており、全国知事第6回先進政策創造会議(2013年度)の農林水産分野で優秀政策に選定された。

下図に群馬県による取り組みの概要を示す。

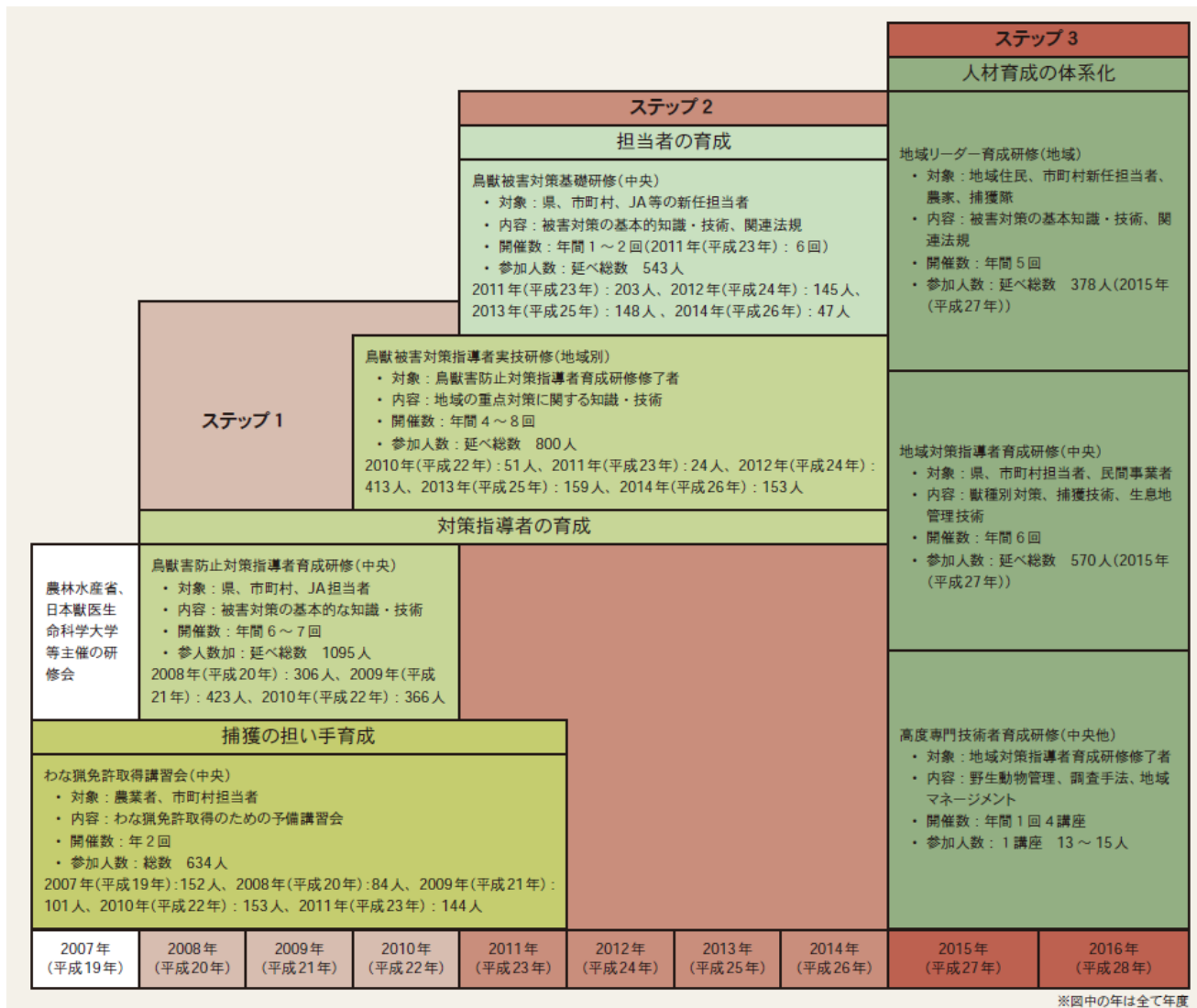


図 3.1 群馬県における人材育成の主な取り組み

【ステップ1】 農業者自身による捕獲及び、対策指導者育成の開始

農業者自身による有害鳥獣捕獲を推進するため、2007年から農業者を対象にわな猟免許取得講習会を県主催で年2回開催した。加えて、2008年からは、被害対策に取り組む地域で防除対策の普及・指導可能な人材として県職員、市町村職員を対象に、野生鳥獣の生態や被害防除等の手法に関する基本的な知識と技術を習得するための研修を開始した。

表 3.1 ステップ1の主な取り組み

項目	活動内容	対象	期間	実績	
				参加	結果
農業者自身による捕獲推進	わな猟免許取得講習会	農業者	2007年～2011年 4年間/年2回	延べ490人	ほとんどがわな猟免許を取得
対象指導者の育成	鳥獣害防止対策指導者育成研修	県職員、市町村職員	2008年～2011年 3年間/年間5～7回	延べ1095人	鳥獣害の知識習得

【ステップ2】 日本獣医生命科学大学との連携と鳥獣被害対策支援センター設立による人材育成の体系化

ステップ1の施策により、被害対策の中心的人材確保が講じられてきた一方で、県として被害対策を十分にリードできる力が備わっていないことを再認識し、以下に示す課題を克服するため、日本獣医生命科学大学等との連携を図った。

- ① 捕獲の担い手も野生動物管理に関する知識、技術を有する専門職も人材不足
- ② 人材育成のための体系的な研修体制・制度がない
- ③ 効果の高い被害防止技術開発を担う研究組織がない

表 3.2 ステップ2の主な取り組み

項目	内容
日本獣医生命科学大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 「群馬県と日本獣医生命科学大学との野生動物対策推進に関する包括連携協定」を結んだ。 ● 県、市町村職員の専門的研修を通じての人材育成、県民への講習・助言等対策手法の普及、野生動物に係る共同研究、本県施設を活用した学生研修や実習。
鳥獣被害対策支援センターの設立	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成について一貫して当該センターが担う体制。
実践的研修の開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の被害と対策の現状を視察検証しながら具体的な課題解決に取り組む。
人材育成の体系化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題解決のための具体的対策を実習及び座学（新任を対象）を通して習得。 ● 実績として実技研修は5年間で延べ800人、座学は4年間で延べ543人であった。

【ステップ3】地域リーダーと高度専門技術者を含めた体系的人材育成の再編

野生鳥獣による農林業被害を軽減するため、被害対策を実施する範囲に応じた知識・技術を習得していくための各種研修を実施し、必要な人材を必要な場所に確保していくための人材育成プログラムを再編した。

- 地域リーダー育成研修：これまでの人材育成は行政職員主体とした地域対策指導者育成であったが、地域住民主体の被害対策を強く促すために、直接住民を対象とした「地域リーダー育成研修」を実施。
- 高度専門技術者育成研修：県のマネジメントと隣接県等への広域対策に対応すべき専門的知識・技術を有する人材育成のための「高度専門技術者育成研修」を開催。

【成果及び課題】

こうした取組により、群馬県では、地域住民と行政間で被害対策の基本的知識や手法、対策意識が共有され、さらには行政主導により免許所持者の技術力向上や地域リーダーの創出等が推進され、地域住民が主体的に活動できる環境が整いつつある。今後は、各地域に高度専門技術者を配置し、捕獲技術者を育成するとともに、地域コミュニティごとの課題について議論し、地域に合った鳥獣保護対策についての取組が実施される。

表 3.3 成果と残された課題

項目	内容
成果	<ul style="list-style-type: none">● 被害対策の基本的認識と手法が県内関係者へ周知・統一● 県、市町村職員等の対応レベルが標準化・継続化● 被害農業者・地域住民の対策意識が向上
課題	<ul style="list-style-type: none">● 高度専門技術者の適正配置とスキルアップ● 捕獲技術者の育成

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者

国の基本指針では、認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保が推奨されている。群馬県では、指定管理鳥獣捕獲等事業において、入札参加要件に認定鳥獣捕獲等事業者であることを盛り込み、捕獲業務を外部へ委託している。

群馬県にヒアリングを実施したところ、課題として、指定管理鳥獣事業で認定鳥獣捕獲等事業者に対して業務発注する際に、地元捕獲組織と活動域が重複すると、競合が生じ、捕獲業務に支障を来すことが挙げられた。このようなケースにおいては、認定鳥獣捕獲等事業者の効果的な活用のため、各自治体や地元猟友会等と事前に調整を図る必要がある。

4. 都における担い手育成に関する検討事項

都の実情を踏まえると、以下の課題が抽出される。

- 狩猟免許所持者数は増加傾向にあるが、所持者数に対する狩猟者登録交付数は極めて少ない。
- 都内で狩猟が可能であるとの認知度が低く、都外で狩猟する者が多い。
- 狩猟免許を取得したとしても狩猟をするためのアプローチの方法が分からない。
- 都内の山では登山者やハイカーが多いことや地形が急峻であることから、狩猟の難易度が高い。

上記の課題に対して、担い手育成及び確保の面で好事例である群馬県の施策も参考に、都の実情を踏まえて検討すべき内容等を整理した。さらに、国の基本指針に基づき、認定捕獲等事業者の活用を図るために、猟友会及び認定捕獲等事業者と調整し体制整備を強化する。

表 4.1 都としての対応方針（案）

項目	内容	対象者
狩猟経験者との交流会	● 猟友会等の経験豊富な狩猟者を軸とした交流会等の開催により、初心者と狩猟経験者等とのマッチング機会の創出	狩猟免許所持者（初心者もしくは狩猟登録していない者）
普及啓発	● 猟友会や狩猟者の活動内容を情報発信 ● 狩猟のマナーや公益的役割について普及啓発	狩猟免許所持者（初心者もしくは狩猟登録していない者）
狩猟免許所持者（初心者）による捕獲体験	● 初心者講習会等の開催による捕獲体験機会を創出	狩猟免許所持者（初心者もしくは狩猟登録していない者）